

事業箇所の 早期供用 のために

—土地収用制度の適切な活用—

- 公共事業を円滑に進めるためには事業用地の早期確保が不可欠です。
- 事業用地は、**適正な補償に基づく任意交渉による取得が原則**です。
- しかし、様々な理由により、任意交渉では事業用地の取得が困難な場合があります。
(例) 事業反対、補償金の高額要求、相続人多数(相続手続の長期化)、土地所有者行方不明、筆界未定、境界紛争 など

このままでは早期供用ができない・・・

- 任意交渉による事業用地の取得状況を見極めた上で、**適切な時期に土地収用制度を活用**し、事業箇所の早期供用を図ります。

◇土地収用制度とは？

起業者(茨城県)が①事業認定と②収用裁決の2段階の手続を取ることで、事業用地を収用又は使用することができる制度です。

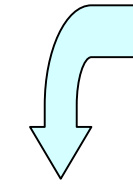
①事業認定手続

国土交通省が事業の「**公益性**」を認定します。
【H19～H22の認定実績】6件

②収用裁決手続

茨城県収用委員会が収用又は使用の対象者に「**適正な補償**」がなされるよう裁決します。

事業箇所の早期供用イメージ



※写真はイメージであり、土地収用制度を活用した事業ではありません。